

令和4年第3回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第5日目）

本日の会議 令和4年9月16日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	金子 恵	副委員長	松林 敏
委員	安部 都	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	岩永 政則
委員	堤 理志	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 青田 浩二

説明のため出席した者

住民福祉部長 栗山 浩二

(福祉課)

課 長	川内 佳代子	課長補佐	森内 秀朋
係 長	後藤 理子	係 長	池田 麻夢

(こども政策課)

課 長	宮司 裕子	主任保健師	芦塚 愛
係 長	山口 陽子	係 長	尾田 光洋
主 査	神崎 勇典		

(住民環境課)

課 長	中尾 盛雄	課長補佐	木須 美樹
係 長	松本 雄輔		

(議会事務局・監査事務局)

局 長	青田 浩二	議事課長兼監査事務局長	
			福本 美也子
課長補佐	梶尾 和美	係 長	江口 美和子

本日の委員会に付した案件

議案第49号 令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開 会 9時30分
閉 会 15時24分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会します。令和4年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第49号令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。本日は、住民福祉部の方から審査を行います。まず高田保育所の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

令和3年度高田保育所費の決算について御説明をいたします。歳入から御説明いたします。決算書の22、23ページをお開きください。12款1項1目1節児童福祉費負担金の2段目、スポーツ振興センター共済保護者負担金（高田保育所）が高田保育所所管となります。24、25ページをお開きください。13款1項2目2節児童福祉使用料の4項目とも高田保育所所管でございます。1段目は保育料です。2段目の施設型給付費広域入所分は、町外の子どもを高田保育所へ受け入れた分の保育料です。3段目の延長保育料は、保育短時間の家庭が利用の際1時間200円徴収したものです。20人の利用で143時間分となります。4段目の一時預かり料は、入所していない地域の児童を1日単位でお預かりした利用料で、延べ利用人数は865人です。30、31ページをお開きください。14款2項2目2節児童福祉費補助金の上から1段目、子ども子育て支援交付金のうち440万5,000円が高田保育所所管となります。一時預かり事業分が100万8,000円、地域子育て支援拠点事業分が330万5,000円、子育て支援拠点事業コロナ対策支援事業分が9万2,000円です。次の段の保育対策総合支援事業費補助金のうち、24万9,000円が高田保育所所管となります。高田保育所のコロナ対策支援事業分です。34、35ページをお開きください。15款2項2目2節児童福祉費補助金の上から2段目、保育対策総合支援事業費補助金のうち262万5,000円が高田保育所所管となります。医療的ケア児の受け入れに対する補助金です。36、37ページをお開きください。同じく15款2項2目2節の上から1段目、子ども子育て支援交付金のうち440万5,000円が高田保育所所管です。一時預かり事業分が100万8,000円、地域子育て支援拠点事業分が330万5,000円、子育て支援拠点事業コロナ対策支援事業分が9万2,000円です。48、49ページをお開きください。20款5項1目雑入の下から8段目、副食費全てが高田保育所所管となります。

次に歳出について御説明いたします。100、101ページをお開きください。3款2項3目高田保育所費です。高田保育所並びに子育て支援センターにおける運営費となります。高田保育所費全体で、令和2年度と比較すると41万2,949円の増加でございます。それでは前年度と比較して異なる部分のみ御説明いたします。1節報酬ですが、看護師パートに代わり保育所看護師を雇用しました。助産師パートを新たに雇用し、支援センターにおいて妊娠期の支援を行いました。2節給料ですが、再任用職員が任期満

了となりましたので、その分の不用額が出ております。3節職員手当等ですが、会計年度任用職員期末手当が100%の支給となりましたので、200万円ほど増加しました。104、105ページをお開きください。3款2項3目13節使用料及び賃借料の一番下の保育所ICTシステム使用料が新たに加わりました。保護者アプリの使用料です。高田保育所費は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので質疑に入ります。まず歳入の方から入っていきます。22、23ページ、下段の方のスポーツ振興センター云々の負担金のところですか。質疑はありませんか。戻っても構いませんので進めていきます。次24、25ページ、児童福祉使用料が高田保育所の所管です、質疑はありませんか。いいですか、進めます。30、31ページは子ども子育て支援給付金ですね。戻っても構いませんので進めます。次34、35ページ。質疑はありませんか。いいですか。次36、37ページ、これは一番上の子ども子育て支援交付金ですね。では次48、49ページ、下段の方の副食費が高田保育所分になっています。よろしいですかね。あとから全体で聞きますので、そのとき歳入に戻っても構いませんので歳出の方に移ります。歳出が100、101ページの下段の高田保育所費から105ページの中段までが高田保育所分です。歳出はここですけど、質疑はありませんか。よろしいですか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

101ページの一番下のところだと思うんですけども、看護師に代わって保育所看護師を雇われたみたいな話だったと思うんですけど、その辺詳しく教えてください。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

パートを雇用しておりましたが昨年度保育所看護師を雇用した理由として、医療的ケア児の保護者が勤務時間を延ばしたいということで御相談がありましたので保育時間を延ばしたことと、保育所全体の保健業務というのを担ってもらいました。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

医療的ケア児ですね、以前1名って聞いたんですけども、今も変わらないんですか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

現在は、受け入れはありません。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。
堤委員。

○委員（堤理志委員）

高田保育所の決算を受けて今後の取り組みということで、子どもの安全についてお伺いしたいんですが、このところ非常に熱中症等々が話題になっております。先日、認定こども園の送迎バスの中での事故等ともあっておりまして、高田保育所は送迎バスそのものは無いですが、全国でああいう痛ましいことが起きている中で、例えば子どもが1人足りないんじゃないとか、あと熱中症対策とか、そういった点での子どもの命と健康を守るような対策等々は、特に気を付けているというのはどういったことをされているのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

まず熱中症対策についてですが、熱中症警戒アラートが出たときは外遊びの時間帯や時間の長さなどを調節しています。園庭付近に熱中症計を設置して、さらに危険度を確認しながら遊び時間を30分に縮めるとか、今日は外は利用しないと決めていきます。そして、外遊びの時間帯は10分から15分ごとに水分補給を子どもたちに促しています。室内では28度、湿度60%を保つように空調を整えております。そのほかに子どもたちの様子から熱がこもっているとか、あとは顔が赤いとか、そういう状況があったら必ず検温をするようにしています。保育所での検温は3時、お昼寝以降に1度行っています。御家庭で行っていない場合は登園後に検温を行っています。送迎バスなどに関わる安全のことなんですけれども、保護者からの欠席、遅刻の連絡を必ず保護者アプリに入れていただくようにしております。送迎時に口頭で伺ったもの、あとは電話で受け付けたものも必ず記録は残しているんですけれども、ICTで必ず確認が取れるように、全て入れていただくようお願いをしています。送迎バスはありませんが、園外保育を行うときにバスを利用する際は、乗る前、乗ったあと、降りたあと、そして場所を移動したあと、必ず複数の保育士で点呼を行っています。そして、バスを降りたあとは必ず忘れ物も含め、運転手と一緒に点検を行っております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

やはり公立保育所ならではのといいますか、非常に綿密なことをやられているなと思いますが、1点、アプリの件ですけれども、先日事故があったバスの事故の件もアプリでやっていたそうなんですけど、実際にはどうも使い慣れてないというような事例があったというふうな話も聞いておりますので、せっかく準備しているアプリが実際にきちっ

と保育士たちとかが使用できているかどうかという確認も非常に大事なと思ったんですが、その辺りは大丈夫でしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

アプリを使って、そうですねデモも含めると10か月ほど経過したと思うんですが、出欠の点に関しましては管理ができない職員は正職ではおりません。そして確認が不明確なときは、保護者の方に確認の電話をさせていただいています。9時半までが登園時間なので9時45分頃に今日はお休みですかという確認をさせていただいています。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。よろしいですか。歳入歳出どちらでも結構です。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、高田保育所の審査を終了いたします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。引き続きこども政策課の審査に入っていきたいと思えます。提案理由の説明を求めます。

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

皆さんおはようございます。それでは、こども政策課所管について御説明いたします。令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算事項別明細書に基づき、昨年度と異なる点を中心に御説明いたします。22、23ページをお開きください。12款1項1目1節児童福祉費負担金と2節滞納繰越分がこども政策課所管になります。1節児童福祉費負担金ですが、コロナの影響により収入が減していることが影響しており、対前年度比691万640円減額となっています。病児・病後児保育事業負担金は病児保育の時津町負担分ですが、コロナウイルスの影響もあり病児保育利用者の延べ利用数が見込額より少なかったため、昨年度より減しています。2節の保育料滞納繰越分の収入未済分は231万7,980円、実人数は7人となっています。不納欠損で23万5,100円、実人数1名分を処分しております。お手元にお配りの個別資料、歳入の収入状況、保育料の方に詳しい数字を明記しておりますので御覧ください。滞納の上位6名で滞納額の327万420円となっており、2名については分納履行中でございます。上位6人のうち4名が町外者で、滞納の87%が平成27年度以前のものとなっております。続きまして、2目1節保健衛生費負担金はこども政策課所管です。養育医療費保護者負担金とは、未熟児で生まれた赤ちゃんの入院養育が必要と医師が認めた場合に医療費を助成するもので、所得に応じた自己負担分になります。次に28、29ページをお開きください。1

4款1項1目1節の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち56万2,500円は、育成医療費に対する2分の1国庫負担となっています。2行下の障害児入所給付費等国庫負担金は、障害児通所給付費に対する2分の1国庫負担です。2節保育所運営費負担金は、給付額の増により昨年度より約5,100万円の増となっています。保育所運営費負担金（過年度精算分）は、令和2年度分の追加交付に伴うものです。3節児童手当負担金は、対象児童の減少により昨年度より約940万円の減となっています。その下の児童手当負担金（過年度精算分）は、令和2年度の精算に伴うものとなっています。4節の子育てのための施設等利用給付交付金は、幼稚園や認可外保育施設の保育料や預かり保育など、幼児教育無償化に伴う交付金です。次に2目1節保健衛生費負担金の1行目、母子保健衛生費負担金ですが、未熟児養育医療費の国庫負担金で掛かった医療費から自己負担分を除いた2分の1が国庫負担となっています。30、31ページをお開きください。2項2目2節児童福祉費補助金です。3行目の地域少子化対策重点推進交付金以外がこども政策課所管です。1行目の子ども子育て支援交付金は、放課後児童等クラブの新型コロナウイルス感染症に係る利用料の減免や、子育て支援センター、病児・病後児保育の感染症対策に係る事業費が減っており、昨年度より減額となっています。補助率は3分の1となっています。保育対策総合支援事業費補助金は、保育所に対する新型コロナウイルス感染症対策に係るもので、補助率2分の1となっています。子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金は、コロナの影響を踏まえ子育て世帯に対して児童手当受給者一人当たり10万円を支給したもので、全額国庫負担です。子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金は給付金事業に係る事務費分で、郵便代や職員手当に係るものでこちらも全額国庫補助です。支援対象児童等見守り強化事業補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響で児童虐待やDVリスクが高まっていることから、子どもの見守りを強化する事業に対する補助金で、全額国庫補助です。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響による損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く）を支援するため、児童手当受給者及び高校生までの子どもを持つ非課税世帯の子ども一人当たり5万円を支給したもので、こちらも全額国庫負担です。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金は、補助金に係る事務費分で、システム改修費、職員手当等に係るもので、全額国庫補助です。保育士等処遇改善臨時特例交付金は、保育士、幼稚園職員と放課後児童クラブ職員の処遇改善のための補助金で、全額国庫補助です。次に3目1節保健衛生費補助金の2行目妊娠・出産包括支援事業補助金は、産後ケア事業に対する補助金で、補助率2分の1となっています。次に32、33ページを御覧ください。感染症予防事業費等国庫補助金は、令和2年度からの繰り越し分になります。ロタウイルスに対応するための健康管理システム改修費用に伴うものです。3項2目2節児童福祉費委託金は特別児童扶養手当に係る事務手数料で、受給資格者は141件分となっています。次に34、35ページを御覧ください。15款1項1目1

節社会福祉費負担金の2行目障害者自立支援給付費負担金のうち28万1,250円と、4行目の障害者自立支援給付費負担金（過年度精算分）と、その下の障害児通所給付費等負担金がこども政策課所管です。いずれも4分の1県費負担金となっています。2節から4節までは全てこども政策課所管です。2節の保育所運営費負担金は4分の1、施設型給付費等事業費補助金は2分の1、3節の児童手当負担金は6分の1、4節の子育てのための施設等利用給付交付金は4分の1がそれぞれ県費負担となっています。2目1節保健衛生費負担金はこども政策課所管です。母子保健衛生費負担金は、未熟児養育医療費の県費負担金で補助率は4分の1となっています。次に2項2目1節社会福祉費補助金の4行目の小児慢性特定疾病児日常生活用具給付費は4分の3県費補助、次の行の福祉医療費補助金（乳幼ひとり親）は2分の1補助となっています。軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金は補聴器購入に係る経費の補助で、県費2分の1補助です。次に2節児童福祉費補助金は全てこども政策課所管です。1行目の放課後児童健全育成事業費補助金（母子家庭等児童助成事業）は学童のひとり親に対する保育料の補助で、県費2分の1補助となっています。2行目の保育対策総合支援事業費補助金が医療的ケア児の保育支援に対する補助金等で、補助率4分の3となっています。次に36、37ページをお開きください。1段目の子ども子育て支援交付金は、学童保育に対する臨時休業時の際の助成や、町内の子育て支援事業に感染症対策を図りながら、事業を継続するための補助金が昨年度より減しております。県費3分の1補助となっています。2行目の長崎県妊婦応援新生児特別定額給付金給付事業費補助金は、特別定額給付金の対象にならなかった令和3年4月1日までの間に出生した乳児のうち、令和3年4月1日以降に出生届を提出した世帯に一人当たり10万円を支給したもので、県費2分の1補助となっています。次に42、43ページをお開きください。17款1項8目1節企業版ふるさと納税寄附金がこども政策課所管です。子育て支援の環境整備事業に200万円を活用しました。児童館での子育て支援体制の整備のためパソコンを購入したり、ベビー用品貸し出し事業の拡充、ひばり学級におもちゃの殺菌庫を購入したりしております。46、47ページをお開きください。20款5項1目1節雑入です。下から5行目の養育医療費返還金は、養育医療費の自己負担分に対して福祉医療費で補填される分を受け入れております。2行下の児童手当返還金（過年度過払分）もこども政策課所管です。次のページの2行目、電柱等設置使用料のうち460円はめぐみ保育園敷地内の電柱2本分です。7行下の福祉医療費返還金は、高額療養費該当による過年度還付金です。9行下の保健事業参加者負担金は、マタニティクッキングの参加費になります。11行下の放課後児童クラブ光熱水費負担金は、児童館等にある学童クラブの水道光熱費を負担してもらっています。歳入は以上です。

次に歳出です。86、87ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費のうち、1節報酬費の4行目要保護児童対策地域協議会委員報酬と、5行目一般事務補助パート報酬、6行目児童虐待防止専門員報酬、3節職員手当等の時間外勤務手当のうち、

231万3,402円。それと、次のページの会計年度任用職員期末手当、4節共済費の会計年度任用職員社会保険料、8節の普通旅費のうち2万4,900円、研修旅費全額、費用弁償のうち3万2,870円、10節の消耗品費のうち8,888円、印刷製本費全額と11節役務費の審査支払手数料、12節委託料の3行目の福祉医療費システム保守委託料、18節負担金、補助及び交付金の下から3段目の長与町福祉団体育成補助金のうち、長与町母子寡婦福祉会へ10万円、一番下の支援対象児童等見守り強化事業補助金、19節扶助費の乳児医療費から父子家庭の子医療費までと、次のページの1行目子ども医療費、22節償還金、利子及び割引料の1行目過年度児童虐待防止対策支援事業補助金返還金は、令和2年度の事業費確定に伴う返還金です。以上までがこども政策課所管で、福祉医療費の現物支給と虐待に係る経費となります。18節の一番下の段の支援対象児童等見守り強化事業補助金については、主要な施策の成果に関する報告書26ページに実績を載せております。見守りを行う5事業所へ補助をしており、延べ人数は3,720人に支援を行っております。こちらの事業の実績の対象世帯数、実人数、延べ人数につきましては、令和4年3月の一月分につきまして、例として掲載をさせていただいております。こちらは、月によって支援の世帯数等が変動いたしますので、こちらを例として挙げさせていただいております。戻りまして、19節の県費補助対象である乳児医療費、幼児医療費については、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いで、6歳未満の乳幼児に対して加算があったため前年度より医療費が増額しております。次に2目障害者福祉費は、ひばり学級の運営と障害児福祉に係る経費になります。1節報酬の療育指導員報酬、療育指導員補助員報酬がこども政策課所管です。指導員は1名、補助員は2名分です。4節共済費の会計年度任用職員社会保険料のうち9万9,730円。7節報償費、8節旅費の1行目の普通旅費のうち6,250円、費用弁償のうち920円、会計年度任用職員通勤手当のうち6万9,800円。10節の消耗品費のうち22万4,591円、食糧費。11節役務費の5行目障害児通所給付費支払事務手数料と6行目の育成医療費支払事務手数料がこども政策課所管です。92、93ページをお開きください。12節委託料の1行目のひばり学級施設管理委託料と、すぐ下のひばり学級療育指導業務委託料。13節使用料及び賃借料の自動車借上料は、ドクターのタクシー代です。17節の2行目ひばり学級備品購入費は、おもちゃの殺菌庫等を購入しています。19節扶助費の8行目小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費、6行下の障害児通所給付費、その下の軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金、その下の育成医療費、22節償還金、利子及び割引料の上から2つと下から3つがこども政策課所管です。前年度の相違点として、19節扶助費の障害児通所給付費は利用者が23人増加をし、給付も前年度より2,100万円増となっています。早期発見、早期支援に努めてきたため、未就学児の利用が増加をしている状況です。その反面、放課後等デイサービスについては、利用者数は横ばいですが、学童保育の利用やスポーツクラブ、塾なども利用できるようになってきているため、一人当たりの利用回数は減っており、給付が

約1,850万円減となっています。育成医療費は、前年度と比較して申請人数が2名増加したため13万円の増となっています。22節償還金、利子及び割引料は、全て令和2年度補助金の精算による返還金です。次に96、97ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費から107ページの4目児童館費まで、全てこども政策課所管です。1節報酬の2行目一般事務補助パート報酬は、子育て世帯給付金と低所得子育て世帯生活支援特別給付金に伴うものです。10節需用費の2行目印刷製本費は、令和2年度は感染症対策の絵本を作成したため、今年度につきましては減をしています。98、99ページをお開きください。11節役務費の一番下の段の子育てワンストップサービスシステム利用料は、マイナンバーを活用してスマホやパソコンから一部事務手続きができるようになりました。児童手当の現況届41件分申請がありました。12節委託料の3行目病児・病後児保育事業委託料は、コロナによる利用控えや臨時休診期間があったため、延べ258件の利用回数にとどまりました。4行目の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業電算システム改修委託料は、非課税世帯の抽出に係る作業等を委託しております。17節備品購入費は、ベビー用品貸出事業が令和3年度までは所得制限を設けておりましたが、所得制限をなくして誰でもベビーベッドやベビーカーを借用できるように、ベビーベッド5台、ベビーカー5台、チャイルドシート6台を購入しています。18節負担金、補助及び交付金の3行目病児・病後児保育事業負担金は、時津に病児保育を開設するための開設準備費の補助金になります。その下の行、放課後児童クラブ運営費補助金は、基本額の増により前年度より約450万円増額しています。その3行下の放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金は、主要な施策の成果に関する報告書27ページに実績を載せております、お開きください。11クラブに対して、感染症拡大防止を図る事業に約300万円の支出や、感染症の影響によりクラブを利用できなかった家庭に対する利用料の返還に約16万円支出をしています。戻っていただいて、その下の新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金は、町内保育所等、病児保育、町内の子育て支援施設に感染症防止に係る物品の購入経費や人件費の補助を行っています。その下の行、子育て世帯臨時特別給付金は、3,799世帯、6,766人へ一人当たり10万円の給付金を支給しております。その下の行の乳児のための臨時特別給付金は、10世帯、10人に一人当たり10万円の給付金を支給しております。他市町で5万円を既に支給されていたため、1名にのみ5万円を支給しております。その下の行の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により損害を受けた低所得の子育て世帯を支援するための給付金で、318世帯に一人当たり5万円の給付金を支給しております。保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金は、コロナ禍と少子高齢化の最前線で働く保育士の処遇を改善するため、令和4年2月と3月分の収入の3%程度、月額で9,000円程度を引き上げるために必要な所要額を補助しています。その下の行、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金は、放課後児童クラブ職員の処遇を改善するため、令和

4年2月、3月分の収入の約3%程度を引き上げるために、必要な所要額を補助しています。19節の児童手当については、支給対象児童の減少により、対前年度比1,455万円の減となっています。次に、100、101ページをお開きください。2目児童福祉運営費は、保育所、認定こども園等への運営に対する補助金です。11行目の一時預かり事業補助金は、保育所等に預けていない方で用事があるときに利用する人数ですが、こちらは減少していますが、幼稚園の教育部分を利用する方の利用は増加をしているため、前年度より増となっています。18節負担金、補助及び交付金の一番下の段のあやめ幼稚園運営費補助金(2・3号)は、令和3年度より認定こども園になったため、保育所部分である運営費に補助を行っています。運営費補助金は、入所児童数の増減に伴い運営費も増減しております。認可保育所等の運営費補助金全体で見ますと、前年度より約3,300万円の増となっております。要因としまして、0歳から2歳児の利用の増加、3歳児の幼稚園から保育園等の利用が増加しているため、運営費も増となっております。子育てと仕事を両立するというスタイルに変わってきているというのがこちらからもうかがえます。主要な施策の成果に関する報告書31ページに保育園ごとの実績を載せていますので後ほど御覧ください。次に104、105ページをお開きください。4目児童館費です。1節報酬の1行目一般事務補助パート報酬につきましては、感染症対策として消毒作業等が増加したことと、児童館を閉所せずに関所し続けたため、前年度より約100万円増しています。3節職員手当等の会計年度任用職員期末手当、4節共済費の会計年度任用職員社会保険料については、会計年度任用職員制度が昨年度より始まり期末手当が満額支給されており、増しております。106、107ページをお開きください。10節需用費の修繕料は、子どもの安全確保を優先して上長与児童館の自動ドアの取り替えや長与児童館のガス空調室外機修繕等しております。14節の児童館施設整備工事費は14件の工事を行っており、長与児童館の自動水栓取替工事やインターネット接続工事を行っております。インターネット接続工事を行ったことにより、事務の軽減を図ったり、オンライン会議等に活用をさせていただいております。17節の備品購入費はウェブ会議用のパソコンを購入し、環境整備の充実に努めています。次に112、113ページをお開きください。4款1項2目感染症予防費です。1節報酬の一般事務補助パート報酬のうち11万3,845円、次のページの8節の会計年度任用職員通勤手当のうち1万円、10節の消耗品費のうち1万1,960円、印刷製本費のうち25万8,522円、12節の予防接種委託料のうち9,554万4,955円と3行目健康管理システム改修委託料のうち64万7,900円、19節予防接種助成費の全額がこども政策課所管となります。前年度と異なる点といたしましては、12節の予防接種委託料がロタウイルスのワクチンの定期接種を令和2年10月よりスタートしたため、3年度は1年分となり増となっておりますが、乳幼児のインフルエンザについては、前年度行った無償化を実施しなかったため1,300万円の減となっております。また健康管理システム改修委託料は、ロタウイルスをシステムに追加する改修費用です。次に3目

母子衛生費です。全てこども政策課所管です。1節報酬の保健師パート報酬の増額は産休代替職員に係るものです。116、117ページをお開きください。3行目助産師パート報酬ですが、出生後の全戸訪問を専門職と母子推進員で対応し、保護者の困り感の解消や地域の子育て支援の情報提供など、産後の早期支援を行いました。7節報償費の母子保健推進員報償費は、コロナ禍において事業を継続して行ったため、前年度より増えています。12節2行目の産後ケア委託料は、ショートステイの利用者が3名、デイケアを延べ28名の方が利用し、子育てに対する孤立感や育児不安の軽減を図りました。17節備品購入費では、健康センターの母子事業で使用する座卓10台を購入しております。19節の養育医療費は未熟児に対する医療費助成です。対象者は9名となっております。170、171ページをお開きください。10款4項1目幼稚園教育振興費はこども政策課所管となっております。18節負担金、補助及び交付金の私立幼稚園預かり保育促進事業補助金については、0歳から2歳児クラスの課税世帯が無償化の対象外となったため、30名に一部補助を行っております。最後に、主要な施策の成果に関する報告書につきまして、25ページから33ページがこども政策課所管となっております。事業の概要等につきまして載せておりますので後ほど御覧ください。以上が、歳入歳出決算に係るこども政策課所管分です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。歳入の方から質疑を行っていきたいと思います。まず22、23ページ、下段の方ですね。こちらの方にこども政策課分が幾つかあります。質疑はありませんか。よろしいですか。次24、25ページ、上段の養育医療費保護者負担金ですね。よろしいですか。次28、29ページ、質疑はありませんか。では次30、31ページ、中段より下に集中していますけど、こちらで質疑はありませんか。あとで全体的に聞きますので進めてまいります。32、33ページ、これは上段と下段の方にも、事務委託金がこども政策課です。よろしいですか。次34、35ページ、こちらで質疑はありませんか。よろしいですか、進めます。36、37ページ、これは前ページからの続きが上の方です。では42、43ページ、企業版ふるさと納税寄附金がこども政策課分です、200万円です。では次46、47ページ、雑入下から5行目養育医療費返還金です。次の48、49ページの同じく雑入で、数箇所、こども政策課分が入っています。あとから戻っても構いませんので、もう歳出の方に入ります。86、87ページ、こちら下段の社会福祉総務費の中に、要保護児童の分から下、数箇所、こども政策課分がありますけど、質疑はありませんか。いいですか。88、89ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

87ページで聞き忘れたのでお伺いしますが、児童虐待防止専門員報酬の件なんですが、ちなみに令和3年度の児童虐待の相談の状況というのが一定分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

児童虐待の新規の相談受理件数は235件となっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

新規で235件ということですので、ちょっと多いなと正直思うんですね。全部が全部は結構ですが、主な傾向って言いますか、どういったものが増えているとか、もう少し詳しく御説明いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

半分以上が養育相談に関する相談になります。育てにくさであったりとかそういったことに関する相談になります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

これはじゃあ虐待にかかわらず、子育てに関することだということなんですかね。ちょっと分かりにくいんで、子育ての相談はまた別にされているんじゃないかと思うんですね。で、養育に関するということだけですと、何かここの虐待専門とはまた違うのかなという気もするんですが、いかがですか。

○委員長（金子恵委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

相談件数の分類につきましては、国、県の方に報告する様式の方に分類が定められておりまして、その中に養護相談ということで定められておりますので、例えば先ほど申し上げた育てにくさであったりとかが入っております。

○委員長（金子恵委員）

いいですか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

今の堤委員のところなんですが、その分類的に、以前一般質問をしたときにもそうなんですが、子どもたちへの虐待というのが育児放棄がかなり多いということでお聞きしていたんですけども、その辺りは例えば親からとか祖父母、またはその施設の管理者、その虐待の状況というのはいかがなんでしょうか。虐待というか育児放棄。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

委員もおっしゃっているネグレクトに関する虐待の件数については、令和3年度は0件だったんですけども、そういう分けたときの相談内容としては、養護っていうものに関する相談というのが一番多かったということになります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。88、89ページまで今進んでおりますけど、こちらで質疑はありませんか。いいですか。では次戻っても構いませんので進めます。90、91ページ。よろしいですか。92、93ページ。次96、97ページ、下段の児童福祉費からですね、質疑はありませんか。98、99ページ。質疑はありませんか、いいですか。では100、101ページ。

安部委員。

○委員（安部都委員）

先ほど93ページで、障害児施設の措置の23人の増ということで、早期発見に繋がったから増えたということだったと思うんですが、その辺りもう少し詳しく教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

障害児通所給付事業につきまして、児童発達支援については令和2年度の利用者数というのが45人だったんですけども、3年度につきましては68人の利用となっております。やはりここで早期発見、早期治療ということで療育に繋がっておりますので、そういうふうな児童発達支援の施設というものを利用したために、こちらの利用者数も増えて負担額というのも増えております。その代わり放課後等デイサービスであったりとか保育所等の訪問支援とか、長与町としましては、全てを障害児の通所給付で賄うということは、やはり1回の利用額も増えてしまいますので、学童を利用していただくとか、塾であったり、そういうふうな放課後等デイサービスだけではない利用も一定進めさせていただいておりますので、そちらの利用者数は、令和2年度は115人だったんですけども、令和3年度は113人ということで、利用者数はそんなに変わってはいませんが、利用の延べ回数としましては令和2年度が1,734回に対しまして、3年度は1,581回ということで、こちらでも減少をしているところが給付費を抑えるという努力をさせていただいているということになります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。では100、101ページまで行ったですかね。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

100ページに高田保育所が出てまいりましたけども、先ほど、聞くわけにはいかなかなと思って今聞くわけですが、高田保育所は昭和45、46年に百合野に用地を借りて作ったわけなんですね。これが古くなって今のふれあいセンターの上に移設をしたわけなんですね。当時、移設をする段階から民間委託を考えていくべきじゃないかというような話もあったんですが、今日まで至っておるんですけども、1つ聞きたいのは公立でしている効用ですよ。なぜ公立が廃止できないのかということも含めた考え方なんですけども、現在の公立保育所の効用はどうお考えでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

高田保育所につきましては、以前から民営化の話であったりというのは出ておりますけれども、現在公立の保育所ということで定員90名の中、運営をさせていただいております。今年度につきましては、医療的ケア児は退所をされておりますが、昨年度町内で唯一医療的ケア児を受け入れさせていただいたりとか、先ほども言われたとおり安全に保育をするために様々な努力をして、私立の保育園を引っ張るっていうところに関しましては、公立保育所の良さであるというふうに考えております。それと、現在保育所の受け皿としては、公立の保育所があるということで町内の待機児童数も安定しておりますので、現在のところは公立保育所での運営ということで考えております。ただし、やはり今後子どもの数が自然減等によって減少してきたときには、やはり保育所の運営につきましても、どういうふうにしていくのかということにつきましても、検討を進めていかなければいけないというふうには考えております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

いろいろ努力をさせていただいておるのはよく理解をいたしておるわけなんですけども、逆にいろいろ話も出ておるんですが、公立があるために非常に町としては良いという考え方と、逆に6園ですかね、私立の保育園にお願いしておるんですけども、そこに対して公立が子どもを取るもんだから、そちらの方に支障を来しておるんじゃないかということもあるんですけども、いろいろある中で、敢えて公立が無くても私立に委託をしてもいいんじゃないかという考え方もあるんですね。したがって、やっぱり今後、民間への委託を十分議論して、その政策的にもどうなのか、そういう議論を早くすべきじゃないのかというふうに思っておるんですがどうでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今までは待機児童の問題が大きかったということもあります。で、今後、第3期長与町子ども・子育て支援事業計画を令和7年度から5か年計画ということで計画を立てていかなければならないということもありますので、中長期的に高田保育所につきまして検討を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

101ページの18節のところで、認定こども園の例えば下段のこのあやめ幼稚園は1号、補助費がね、で2・3号。その3つ上の上長与こども保育園は補助金が1号、でその上は補助金が無し。この1号、2・3号の区分について教えていただきたいのと、借地で行っている民間保育園がありますよね、その借地料が消えているみたいなんです。それについて2点お知らせをください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

1号、2・3号なんですけれども、1号が幼稚園の教育部分ですね、3歳から5歳までの子どもを1号というふうに言います。それと、2・3号なんですけれども、こちらが保育部分で、保育園とか認定こども園になります。で、2号が3歳から5歳児までになります。で、3号が0歳から2歳児までを区分をさせていただいております。で、上長与こども園の運営費補助金につきましては、下から5行目に上長与こども園運営費補助金（1号）が幼稚園部分になります。で、その2行上に上長与こども園運営費補助金（2・3号）の部分の運営費補助金になります。それと借地料につきましては、道の尾保育園に借地料を補助金として町の方からお支払いをしているんですけれども、そこらは98、99ページの18節負担金、補助及び交付金の1行目に掲載させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

1号、2・3号の区分は分かったんですけど、認定こども園委託分運営費補助金（1号）、その下の認定こども園委託分運営費補助金（2・3号）と書いてあるんですけど、あやめ幼稚園と上長与こども園は個別に書いていて、ここを書いてないこの1号、2号、3号はどこの部分に当たるのか教えてください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

長与町外のこども園に対する運営補助金になります。広域利用をされる方になります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。次102、103ページですね。次行きます。104、105ページ、戻っても構いません、進めていきます。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

児童館のことなんですが、ここに出てまいりましたので。上長与児童館の施設と運営面なんですけども、玄関入口の前に駐車場がありますよね。これは、以前はロープが無かったんです。そしたら、そこに近隣の人たちが駐車をするということで、住民同士の不平等が生じるということから私の方で担当に話をしまして、もう今ロープをしてもう何年になるわけですね。非常に面倒をかけているなという感じはしますけども、利用の不平等性から考えますと、やっぱりあれは良い効果があるなということで、地元も理解をしておられるんですけども。休日にそのロープを外して最近駐車をしておる人がいらっしゃるんですよ。ロープがこう、動くもんだからですね。だから、そのロープにぶら下げて、休日等に、ここに駐車は禁じますよというような表示をしていただくと。ポールと外してもう入れておるわけです。大体こう分かっておるんですけども、私もこの前も会いましてね。私から注意はされませんので実態を把握していただいて、何かの対策をした方がいいんじゃないかというふうに思っておりますので、どういうふうに理解をしておられるかですね。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

状況を確認させていただきまして、児童厚生員の先生方と御相談をさせていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。106、107ページ。112、113ページ、下段の感染症予防費、ここからこども政策課分が入ってきます。114、115ページ、質疑はありませんか。よろしいですか、進めます。116、117ページ。よろしいですかね。119ページの上段まで。戻っても構わないので進めます。170、171ページ、幼稚園教育振興費がこども政策課分ですね。それでは歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。併せて主要な施策の成果に関する報告書から。

安部委員。

○委員（安部都委員）

総合的なところでお聞きします。2020年度から24年度までに県の子育て条例行動計画が策定されていると思うんですが、市町の方にも下りてきていると思うんですが、ひとり親家庭の子どもの就園率が64%でとどまっていて、それが家庭内での子どもた

ちの孤立にも繋がっているって問題視されているというような情報があります。本町におきまして、そのような、例えば保育所も幼稚園もどこも行っていない子どもたちが一人置き去りにされているというような状況があるのかどうなのか、今後どのように対策をとっていくのかというところが一つ、お願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今、未就園児の正確な数字を持ち合わせていないんですけれども、町内の子どもたちはもうほぼ就園をしているっていうのが長与町の現状であります。やはり中に未所属っていう方がいらっしゃるようでございます。で、やはり未所属の方につきましては、経済的に困窮であったりとか、何らかの理由があって所属をしていないという場合が考えられますので、特に3歳からにつきましては無償化も始まっておりますので、所属をするような促しという形で孤立化を防いでいきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

了解しました。そしてもう一つなんですけども、今かなり問題視されています児童含めて子どもたちの、日常的に家族の世話をするヤングケアラーというのがありますけれども、今の長与町の子どもたちの実態として、児童でそのような状況、何人ぐらいいらっしゃると思いますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

安部委員に申し上げます。ヤングケアラーに関しては決算に直接関係がないので、次の機会の一般質問等でまた再度聞いていただくかしないと。所管もこの決算の中での回答が厳しいんじゃないかなと思うんですけど。所管の皆さんに関しましてはどうか、答えられますか。現在決算をやっておりますので、決算に繋がった部分で大体どこの項目というところでの質問に変えていただくか、そういうふうな質問の仕方をしていただければと思います。

安部委員。

○委員（安部都委員）

いえいえ、令和3年度の子どもたちが親の世話をしている状況で、一般質問がこのあいだあったと思うんですよね。2度ほどありましたよね。そのとき、実際7名ほどってというような回答をいただいたんです。だから、令和3年度でありますかというところで。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

あのとき一般質問の中で出た数字は、教育委員会が学校の方に調査をかけた数字にな

りますので、こども政策課として拾っている数字とはまた違う数字になります。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

子どもたちが日常的に家族の世話をされているというところで、そういった子どもたちを要保護児童対策地域協議会に繋げるような対策はどのように講じているのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

学校であったりとか高校であったりとか、そういうところから、まず子どもたちが先生とかに相談があって、その中でこども政策課の方に連絡があったケースにつきましては、ケースの内容によって要保護児童対策地域協議会の中の支援対象の児童にさせていただいて、様々な機関と連携を取りながら対応させていただいているというところでございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今ずっとこども政策課のいろんな事業の決算を説明を受けたんですが、全部聞いておりまして、かなりの事務量があるなというふうに思ったんですが、現在の職員できちっと対応ができていいのかというか、大丈夫なのかという気がするんですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今、こども政策課で令和3年度は15人だったんですけども、令和4年度は14人、1人減をしております。産休であったりとか病休であったりとか、そういうふうなところで休みを取ったりする状況が出ますと、やはり業務が、なかなか調整が取りにくいという状況はございますが、その中でも代替職員を雇い上げさせていただいたりとか、業務を分担したりであるとかっていうところで、今のところは何とかしのいでいるというのが現状でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

きちんとしのいでいるというので理解しましたと言いたいんですが、そうじゃないんじゃないかなと思うんですよね。1人、2人の代替職員が産休で出たからそれで果たし

て。やっぱりきちっと言われた方が、「もう大変なんですよ」って。以前、インターハイのときに担当課長は「もう正直議会で言いますけど、大変なんですよ」という話をして、それじゃあということで議会も動いて、そのときは否決となったけども、あとで職員が増員されたんですよね。今言われたのが正だと思うんですけどもうこれ以上言いませんが、やっぱり実情をきちっと話をされた方がいいと思うのと、あと例えばですよ、非常に多いなと思うのが、乳幼児から保護者のことから保育従事者のことから、それから国からの突発的な給付事業なんかもどんどん来るわけですよ。来て、大変だろうなと正直思うんですよ。それで例えばなんですけど、妊娠期の家庭のことまでできていますよね。この部分はもう健康保険課に移管するとか、何かいろんな工夫も可能じゃないかなというふうな気もするんですけど、そういう検討はできないものかですね。私ができないかというのもおかしいですが、いろんなことをされた方がいいんじゃないかという気がするんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

栗山部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

御心配をいただいて本当にありがとうございます。一昨年からコロナの関係もありまして、ワクチンの接種室が出来たりとか、それから様々なコロナ関係の諸業務が各部課にわたっていろんな給付金であったりとか対策であったりとか、役場全体的に業務が非常に多くなっておりまして、各課長部長、職員をもう少しどうにかしてというふうな要望は実際させていただいておりますが、なかなか難しい部分もあります。とにかく、まずは健康管理にお互い注意をしながら、何とか乗り切ってやっていこうというふうな職員の頑張りで、課長が言ったとおり乗り切っている状況です。今後ともまた給付金とか物価高騰対策等々の新たな業務が増えるんじゃないかなと思うんですけども、その辺も臨機応変に各部課で協力をしながらやっていきたいと思っております。本当にありがとうございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

2点ほど。コロナによって出生数の減少とかで、一般的に出生数の減少と預け控えなどで保育所の空きが結構増えているみたいなことが言われていると思うんですけど、その辺の長与町の現状はどうかっていう点と、あと主要な施策の成果に関する報告書の26ページで、事業所1から5まで実績が載ってあると思うんですけども、事業所3と4がひどく少ないって思うんですけども、ここもちゃんと受け入れ体制をすればもっと増えるのかどうか、詳しく教えてもらえればと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

コロナに関してなんですけれども、出生数につきましては、令和3年度は295名ということで、昨年度とすると、やはり減っているのが現状でございます。ただし、コロナで保育所等の利用を控えるっていうのではなくて、今は基本1歳になったら保育所に入所をしたりであるとか3歳から幼稚園の方に入れていても、パートであったりとか、そういうふうな働きに出るところで延長保育を利用したりであるとか、仕事と子育てを両立する御家庭が増えているのが現状でございます。ですから保育所の受け皿等については、やはり一定必要であるというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

御指摘のありました事業所3、4につきましては、1、2、5と少しやり方が違う内容になっておりまして、先に1、2、5に関しましては、記載のとおり食糧支援と物資支援を行っておりまして、これは家庭に訪問して配達をするような事業になっております。一方、事業者3、4の方ですが、こちらが体験学習ということで、逆に施設の方にお子さんに来ていただいて、料理体験、料理振る舞いだとか1日過ごしているような体験をしたりだとか、そういった体験型ですね、子どもに来ていただいて体験する事業になっておりますので、実績がほかのものよりは少なめになっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（松林敏委員）

質問ありますか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

100、101ページの運営補助金のところでも聞いてよかったのかなと思うんですが、先日の静岡の園児の置き去り事件によって、国の方から安全性の確認の調査が来ていると思うんですね。で、この運営費の中には通園バスとかそういう費用が入っていないので、全てが保護者負担だったり、園の持ち出しだったりということで、そこに関して今後の子どもたちの安心安全の観点からも、行政の支援が大事ではないかということで。今日の新聞にも載っていたんですけども、今後、この運営費補助金を増額してそういう安全安心の面、この運営費補助金がどこまでの範囲で、本当に運営だけのための補助金と言われたら、それはもう別の支援になるかもしれないんですけど、そういうところでの支援の考え方は、ある意味国からの通達でそういうふうな調査をしているということを見ると、行っていくことになるのではないかというふうに思うんですけど

も、今後の予算に繋げてのそういう考え方というのはどうなのでしょう。答えられれば、お願いしたいと思っているんですけど。

○委員（松林敏委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

登園バスの調査につきましては、ついこの前来たところでございます。今から園の方に調査をかけて、集計を図っていくところでございます。やはり登園バスについて保護者たちが不安に思っているというふうに思いますので、町としましてもしっかりと通園バスの安全点検につきましては、指導していかなければならないと思っているところではございます。登園バスの補助等につきましては現在考えておりませんが、何か今後そういうふうなものが創設されるものなのか、そちらについて状況を注視させていただいて、使えるものがあるのであれば取り入れさせていただきたいと思っております。

○委員（松林敏委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

主要な施策の成果に関する報告書の27ページに新型コロナウイルス関係がありますが、決算書では99ページにあります。約八百数十万円の補助金を出して、ウイルス対策の事業を行われておるんですが、町民としての立場からは発生時どこで出てるのか、もう1,000人も幾らも出た日もあったんですけども、保育所、放課後児童クラブ、病児保育、こういう子育て支援施設に対する事業を行ったということなんですが、感染症の発生がこういう対策を行いながらも出ておったんじゃないのかなというふうに想定をされるんですが、その辺り発生状況等は把握をされておられるんですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

新型コロナウイルス感染症対策事業の中で、陽性であるとか濃厚接触になった場合は、日割りで保育料等が還付をされますので、園の方には随時報告を町に入れるようにということで、連絡は都度あっております。やはり感染症が増加をしたときは、園の方でもかなりの数の陽性者が出ておりました。ただし、国の方がクラスター認定とかを変更したりとか、捉え方を園が臨時休園にならないようにってということで対策をしていきましたので、臨時休園をしないといけない園は今回は少なかったです。やはり部分的に3日間とかクラス閉鎖をしたっていうのはありましたが、できるだけ保護者が安全に預けられるようにということで、園の運営をしていただいております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

数的なものは、全体の長与の実態、新聞にずっと載っていましたね。ところがあんまり具体的なものは県からも来ないという状況を聞いておったんですけども、各施設の発生状況は何件ありましたと。どこが幾らと聞きませんが、こういう施設で大体今日は何件あったというような数字は、所管は把握ができるような状況にあったんでしょうか。もう全く分からなかったのかですね。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

毎日連絡をいただいておりますので、町の方も把握をしておりました。ただし、今、全数把握が無くなったりとかそういった中で、なかなか把握は難しくなっているのが現状でございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

これでこども政策課の審査を終了いたします。長時間お疲れさまでした。

場内の時計で11時35分まで休憩します。

（休憩 11時23分～11時35分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより議会事務局の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

皆さんお疲れさまです。それでは令和3年度決算につきまして、議事課所管分を説明をさせていただきます。決算に関する事項別明細書に沿って説明をさせていただきます。歳入の方はございません。歳出につきまして、事項別明細書の52、53ページをお開きください。1款1項1目議会費でございます。支出済の総額は1億2,848万9,379円でございます。そのうち給与など職員の人件費分を除いた額は9,450万2,691円となっており、前年度と比較いたしまして約178万円の減額となっております。1節報酬につきましては、議長以下議員16名分と会議録作成補助として雇用いたしました一般事務補助パート2名分の報酬でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、議会事務局職員4名分の人件費及び議員の期末手当などの支出になります。7節報償費は、議会だよりの読者アンケートに係る報償費でございます。8節旅費につきましては、普通旅費は職員分、費用弁償は議員分になります。新型

コロナウィルス感染拡大によりまして、アカデミーなどへの研修の参加ができなかったことにより減額となっております。10節需用費から次のページの18節負担金、補助及び交付金までは経常経費となっております。そのうち、17節の備品購入費におきましては、3年度につきましてはICレコーダーを2台購入させていただいております。以上で、議事課分の説明を終わらせていただきます。御審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

先ほど言い忘れましたけれども、監査事務局の方も続けて説明をお願いします。
福本局長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

続きまして監査事務局所管分の説明を申し上げます。こちらも歳入はございません。歳出につきまして84、85ページをお願いいたします。一番下段でございます2款6項1目監査委員費でございます。支出済額の総額は1,060万4,954円でございます。そのうち職員の人件費等を除いた額は197万7,791円で、昨年度とほぼ変更はございません。86、87ページをお願いいたします。1節報酬は、監査委員2名分の報酬です。2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費になります。8節普通旅費は職員分、費用弁償は監査に係る委員への費用弁償です。10節需用費から18節負担金、補助及び交付金につきましては、経常的経費となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。歳出だけですので、まず、議事課の方から、52、53、54、55ページの上段までが議事課の所管の範囲ですが、質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

53ページ、一般事務補助パート報酬がありますよね。この一般事務補助のパートの方は会計年度任用職員にはならないんですか、なっているんですか、そこだけ確認したいと思います。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

会計年度任用職員でございます。備考欄の説明の歳出名と合わせた形で説明させていただきました。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。よろしいですか。

それでは、次、監査事務局分ですね。84、85、86、87ページ中段まで。こち

らで質疑はありませんか。全体で質疑はありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで議事課、監査事務局の審査を終了いたします。

場内の時計で13時15分まで休憩します。

(休憩 11時42分～13時15分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き議案第49号、住民福祉部住民環境課の審査を始めたいと思います。提案理由の説明を求めます。

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

皆様こんにちは。それでは、住民環境課所管分の令和3年度決算につきまして、決算事項別明細書により御説明いたします。

まずは歳入の部でございます。明細書の24、25ページをお開きください。12款1項2目2節清掃費負担金は、長与・時津環境施設組合の派遣職員給与負担金3名分でございます。次のページをお開きください。13款2項1目1節戸籍手数料から2節、3節、4節諸証明等手数料までが、住民票、印鑑証明書、戸籍等の各種証明書関係の手数料でございます。次のページをお開きください。同じく2項2目1節清掃手数料のうちごみ収集手数料につきましては、自治会、店舗、公民館等で販売を行っておりますごみ袋の販売代金で、販売枚数合計は約304万枚でございます。し尿収集手数料につきましては、調定額577万3,140円に対しまして収納済額が575万9,070円で、収納率は99.76%でございます。一般廃棄物処理業等許可手数料につきましては、一般廃棄物の収集運搬の許可に係るものでございます。2節滞納繰越分は、し尿収集手数料滞納繰越分で、調定額59万2,229円に対しまして収納額が5万880円、収納率は8.59%でございます。少額であります。確実に滞納分が減少している状況ではあります。3節犬登録手数料は、狂犬病予防注射済票交付等1,432頭分の手数料でございます。次のページをお開きください。14款2項1目1節総務管理費補助金の1行目から3行目までです。一番上、社会保障・税番号システム改修費補助金は、マイナンバーカードのシステム改修に伴うもので、その下、個人番号カード交付事業費補助金、そしてその下の個人番号カード交付事務費補助金、こちらその名の通りマイナンバーカードの交付に関する事業本体ですね。それと事務に関する補助金でございます。昨年度末までのマイナンバーカードの交付済人数は1万9,143人、交付率が46.3%、最新の8月末では50.9%となっております。次のページをお開きください。同じく14款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託金、こちら外国人に関する事務費補助金でございます。令和3年度末での外国人の住民登録数は130世帯の154人となっております。36、37ページをお開きください。1

5款2項3目2節清掃費補助金は長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金、こちらは大村湾一斉清掃や海岸漂着物発生抑制に係る啓発活動に掛かる補助金でございます。次のページをお開きください。同款3項1目3節戸籍住民基本台帳費委託金、こちらは人口動態に関する調査事務費委託金とパスポートに関する市町村権限移譲等交付金でございます。パスポートの申請106件、交付98件、コロナ前の令和元年度ぐらいまでが年間1,000件を超える状況であることを考えますと、かなり減少している状況でございます。同じく3項3目1節保健衛生費委託金の市町村権限移譲等交付金でございます。公害処理に関する業務が16件分でございます。次のページをお開きください。16款1項1目1節土地貸付収入862万1,103円のうち1,244円分が所管であります。同項2目1節利子及び配当金、こちら備考欄の下から4番目の収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入でございます。46、47ページをお開きください。20款5項1目1節雑入の備考欄下から2番目の資源売払収入、資源化物725トン分の売払収入でございます。次のページになります。一番上の収入印紙及び長崎県証紙売りさばき手数料、3行下の「ながよ町の自然」売払収入、9行下の過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金、中段ぐらいにあります使用済小型電子機器等引渡し収入、2行下のトイレトーパー売払収入が所管になります。一番下にあります弁償金はありません。

続きまして歳出に移ります。78、79ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は全額でございます。1節報酬から4節共済費までが住民係職員の給与、手当、共済費等及び一般事務の補助、こちらの人件費であります。12節委託料の主なものになります。戸籍システムの改修、保守等の各種委託料、コンビニ交付に関する委託料、マイナンバーカード印字システム保守料などがございます。18節負担金、補助及び交付金では、個人番号カード交付事業負担金等を支出しております。住民係では以上になります。次118、119ページをお開きください。ここからは環境係に関するものになります。4款1項5目環境衛生費は全てでございます。1節報酬につきましては、公害や環境全般についての審議を行っております環境審議会委員への報酬9名分でございます。7節報償費は環境交通騒音調査時謝礼で、環境騒音調査が12か所、交通騒音調査が2か所、こちらの謝礼でございます。12節委託料は、水質調査の委託料として例年行っております大村湾と長与川の水質関係の調査、海が年に6回7か所、長与川が年3回の18か所、遊泳場が年1回の3か所を行っております。コンポスト跡地調査等業務委託料は、引き続きモニタリングを行っているものでございまして、地下水、浸出水と土地の温度、こちらの方は適正な状態で基準を満たしております。しかし、メタンガス等が引き続き検出されておりますので、こちらの監視を続けていきたいと考えております。18節負担金、補助及び交付金では、各種協議会等の負担金に加え、長崎市営火葬場維持管理負担金があります。一番下の猫の不妊・去勢事業補助金、こちら18件分でございます。次のページになります。6目狂犬病予防費も全て所管でございます。こちらにつきましては、狂犬病の予防、犬の登録及び保護などの事務に関しての経

常的な経費でございます。7目地球温暖化対策費も全て所管でございます。この中で12節委託料、こちらでは地球温暖化対策実行計画区域施策編策定のための基礎調査の費用を支出しております。続きまして2項清掃費も全て所管でございます。まず1目清掃総務費でございます。2節給料から4節共済費までが環境係の職員の人件費、7節報償費の資源ごみ回収報奨金につきましては、子ども会及び自治会等へ紙とか金属、瓶等の回収報償金としてお支払いしている分であります。6団体に支出をしております。次のページになります。11節役務費ですね。こちら不法投棄分の廃家電のリサイクル料金が主なものでございます。12節委託料につきましては、精霊流し時における廃棄物の処理、集積場における交通誘導員の警備の委託料、大村湾沿岸での漂着ごみの清掃委託料、きれいなまちづくり事業委託料、こちらはシルバー人材センターへ委託しております、町内の道路清掃パトロール、ごみステーションの修理、町指定ごみ袋の配布、違反ごみの回収等、多岐にわたる業務を行っておる状況です。続きまして2目ごみ処理費でございます。1節報酬から8節旅費につきましては、会計年度任用職員として直営で行っておりますごみ収集員の人件費、通勤手当等と通常の職員の旅費でございます。10節需用費につきましては、消耗品の主なものがごみ袋の購入費でございます。大袋144万6,000枚、中袋70万8,000枚、小袋58万8,000枚。これ以外でも、長与町のオリジナルトイレットペーパーの「ふわあっち」とかクリーンボックスの補修材、こういったものを購入しております。燃料費につきましては直営班のごみ収集車両の燃料費、印刷製本は違反ごみに貼りつけるシール、修繕費では直営班のごみ収集の修繕費等であります。12節委託料でございます。ごみ収集委託料につきましては、可燃不燃などの各種ごみの収集及び缶瓶、紙類等の資源回収に伴う委託料でございます。次のごみ収集手数料徴収業務委託料は、ごみ袋の自治会配布や店舗販売等での委託手数料となっております。18節負担金、補助及び交付金につきましては生ごみ処理機器設置事業補助金、電動式が21基、容器式が4基分でございます。資源分別収集助成金は、拠点収集での売払収入を各自治会にお支払いした分でございます。その下が、長与・時津環境施設組合負担金になります。次のページになります。3目し尿処理費でございます。これも全額です。経常的な経費ではあります中で12節委託料のし尿収集委託料につきましては、し尿の収集運搬の委託料。し尿処理委託料につきましては、長与浄化センター内にありますし尿投入施設への処理を委託している分になります。そのし尿投入施設運転管理業務委託料につきましては、今申し上げた分のし尿投入施設の運転管理の業務委託分でございます。198ページをお開きください。財産に関する調書の2物品の欄になります。3行目、ダンプですね。住民環境課では2台ありまして、これはごみ収集とか資源回収、こちらに利用している車両になります。200ページをお開きください。財産に関する調書の4基金のうち、(12)収入印紙及び長崎県証紙購買基金が所管でございます。最後に、長与町一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告書では、20ページから23ページまでが住民環境課の所管となっております。以上が、歳入歳出

決算に係ります住民環境課所管分でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、歳入の方から審査を行っていきたいと思います。まず24、25ページ、こちらから入っていきます。これは上段の施設組合分ですね。質疑はありませんか。戻っても構いませんので進めていきます。26、27ページ、これは下段の方の戸籍手数料、この辺りの分が全てです。いいですかね。では次、28、29ページ、衛生手数料、2目が全部ですね。質疑はありませんか。よろしいですか。では次、30、31ページ。これは上段の総務管理費補助金の分ですね。この辺りです。進めます。32、33ページ。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

33ページだったと思うんですけど、外国人の登録ですかね、130世帯で154名ということでお聞きしましたけども、多い順番に出身の国名を教えてくださいと思います。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

多い順となりますとベトナムで、56人、56世帯、要は皆さん単身ということですよ。続きまして中国が34人の20世帯、次に多いのがフィリピンの11人で8世帯、次が韓国の10人の9世帯、同じくアメリカの10人、10世帯、あと押さえているのが、インドが5人の2世帯、その他が28人の25世帯になります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。では次、進めます。36、37ページ、こちら海岸漂流物の分ですね、いいですか。進めます。38、39ページ、ここが真ん中よりちょっと上の人口動態調査と交付金です、いいですか。パスポートの件ですね。次40、41ページ。こちらで質疑はありませんか。戻っても構いませんので進めます。46、47ページ、雑入です。このページでは下から2番目、資源売払収入分と次のページに4か所ぐらいありますね。よろしいでしょうか。では歳入に関しては、またあとから全体で聞きますので、歳出の方に移りたいと思います。歳出の78、79ページ。こちらで、質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

一番下の個人番号カード交付事業負担金、私もこの前、マイナンバーカードをもらったんですが、どこに負担をするんですか。すぐ出来てきたんですけどね。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

こちら J-LIS という国の委託機関に支払いすることになります。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この委託内容は、個人番号を発行する手数料のための負担金なんですか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

まず J-LIS という機関がマイナンバーに関する国の総合的な機関になります。実務的なことを言うと、役場とか個人で受け付けた申請書をまず J-LIS の方に送ります。そして J-LIS の方でマイナンバーカードを確認して、作り上げて、また各市町の方に送り返すとか、その内部の処理、こういったものを全て委託している、そういった機関になります。

○委員長（金子恵委員）

よろしいですか。はい、ほかにありませんか。それでは、次が 118、119 ページ、環境衛生費が所管です。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

環境衛生費 12 節委託料、草刈業務委託料とあるんですが、委託先はどちらになるのかですね。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

まず委託先はシルバー人材センターです。場所についてはコンポスト跡地です。こちらの調査をするために、どうしても現場をある程度きれいにしなきゃいけない部分がありまして、その分の費用となっております。

○委員長（金子恵委員）

よろしいですか。ほかにありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

1 段上のコンポスト跡地調査等業務委託料のところで委託先と先ほどメタンガスがまだ出ていると。メタンガスだけだと思うんですけど、その終息の見込みっていうか、そこまで分かっていたら教えて。分からなければ、もう分かりませんで結構です。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

まず委託先につきましては公益社団法人長崎県食品衛生協会、斉藤郷にあります団体でございます。こちらの方で行っております。終息につきましては、こちらはこの団体とお話をさせていただいているんですが、今のままだと、そのまま継続状態だろうと推測されます。今後、何か手を加えればどうにかなるのかっていう部分につきましても、やってみないと分からない部分ありますし、今のところは、そのまま現状維持しているという状態と考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。では次の120、121ページ、こちらで質疑はありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

119ページで聞き忘れて申し訳ないです。猫の不妊・去勢事業補助金、18頭というのですが、ちなみにこれはどの地域なのか、または個人なのか、その辺りどういう状況なのかお願いします。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

猫の不妊去勢手術につきましては、全て個人です。団体申請はあっておりません。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。いいですか。今、120、121ページまで進んでいます。こちらの方で質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（松林敏委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

算定業務委託料、121ページですね。この件は主要な施策の成果に関する報告書にもある程度書いているので想定はつくんですけども、これを策定したあと、どのように活用して、どのようにそういうエコに繋げていくのかということ。で、この策定業務がどのくらいの期間にわたって作って。これ長崎市、時津町もだったですかね、1市2町だったと思うんですけど、いつ出来上がって、どのように皆さんに公表して、どういうふうに協力をいただくか、その辺り分かれば教えてください。

○委員（松林敏委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

算定業務委託料は、令和3年度、令和4年度も行ってまいります。おっしゃられますとおり1市2町、長崎市、時津町、長与町で1つのものを作り上げようという考えです。計画につきましては、あくまでも地球温暖化対策に対する基本的なスタンスで、大きな流れという部分をまずお示しをするものの基本計画を作る予定でございます。策定予定が、今年度末からもしかしたら来年度当初ぐらいに公表という形になろうかと考えております。これを行うことによって、今すぐ何をどうするかAをBにすれば良くなるとか、そういった書き方はする予定ではありません。ただし、簡単に言いますと、言われております役所的な部分でいくと、Z E B化というネット・ゼロ・エネルギー・ビルですね。少しでもエネルギーを無駄に放出しないようにするような形での方策、こういったものが最初に出てくるかと思えます。そのあとに、民間協力という形で運輸部門、私どもも行っていきますごみの収集、ごみの処理、こういった部分も大きな流れを基本的な政策として上げていこうと考えております。

○委員（松林敏委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

ちょっとずれてしまうので、もしあれだったら止めてもらって構わないんですけども、これ結局、自然エネルギーを活用するというところまでこの策定業務の中で、内容的にそこまで至るのかなと思うんですけども、今後の自然エネルギーまでのことを考えた策定内容になるのでしょうか。

○委員（松林敏委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

計画の中での項目としては自然由来エネルギー、こういった形の項目は、今のイメージとしては項目として1つ挙げる予定ではあります。ただ、それがどういった形で表現されるか、太陽光のみなのか、ほかにも何か利用できるのかという部分というのは、まだ明確ではありません。

○委員（松林敏委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

戻ってよろしいですか。119ページの先ほどのコンポスト跡地の調査委託の件なんですけど、モニタリングをされていたというところで、これは継続的に何年ぐらいまでされるのか、予定として。そしてまた周辺環境への汚染の心配があるのかどうか教えてください。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

いつまでとか限度が決まった話ではなく、まずは継続調査をして、メタンガスが終息して2年間すれば、基本的に閉鎖という形でその土地を利用できるような手続きができることとなります。それを目標としたモニタリング調査とってください。それと、周辺への状態がどうかという部分につきましては、今のところメタンガスが出ているのも筒が出ている1点だけです。いろんな所からいっぱい出ているという形じゃなくて、1点そこで濃く出ているという状況ですので、周辺には今のところ影響あるとは考えておりません。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。よろしいですか。では、次進めます。122、123ページ、質疑はありませんか。いいですか。

質問したいので委員長を交代します。

○委員（松林敏委員）

質問はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

123ページ、リサイクル料が不法投棄分ということで10万5,620円と出ています。多分、以前からしたらだんだん増えているんじゃないかなと思うんですけども。いろんな看板を立てたりとかして対応しているのは重々分かっているんですけども、ほかに方策は何か考えていないんでしょうか。もうやれることが無いっていうのか。不法投棄をする所って場所が決まっているので、そういう所の地主だったりとか、そういう人たちへの行政からの指導も含めて。前は多分2万、3万円ぐらいのことだったと思うんですけど。今回このように大きく上がった要因も併せてお願いします。

○委員（松林敏委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

こちら不法投棄という形で表現をしておりますが、不法投棄にも長与町では2種類、大きくありました。個人宅、個人の山、個人の空き地とかに捨てられる分、それと粗大ごみの拠点収集で多くあっておりました。誰も持ち主がないという形で、自治会の方から「どうにか処分できんやろか」という話のときに、動いていた経緯経過があります。今回なぜ多くなったかという、御存じのとおり今年度から粗大ごみの拠点収集をやめております。とにかく昨年度は粗大ごみが多ございました。そして、この際という形でかなりの量の、特にテレビですね、目に見えて分かるのが。持って来やすい。洗濯機とかエアコンはなかなか持っていくのが難しい物であれでしたけど、テレビのモニター類

が多くございました。その処分がもとでどうしても多くなったものと考えております。

○委員（松林敏委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

確かに粗大ごみがなくなったことでこういうことも懸念されていたと思うんですけども、実際に取り組んでみたらやっぱり思ったとおりのふうが多かったということですが、今後もまだこういう状況は続くとお考えでしょうか。粗大ごみがなくなったから出す所もないと思うんですけども、そういうところの対応というか、買い替えじゃなくてただ捨てるだけという人もいるかと思うので、そういうところの注意喚起というのは今後も必要かと思うんですが、考え方をお知らせください。

○委員（松林敏委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

不法投棄につきましては、今後もずっと見回りパトロールを増やしていくことが重要だと思っておりますし、先ほど言いました拠点収集がなくなったことによって、一定減るものと考えております。ただし昨年度も、実際年度末に一気に整理したわけではありませんでしたので、現実のところ今年度も処理をしております。どうしても最後の最後でとか終わってみたら公民館に残っていたとか、そういったものを今年度になってもちらほらお話を聞いておりますので、そういった処理というのは出てきております。今後も最初申しましたパトロールを増やして、場所が分かっていたらいいんですけど、場所が分からなくやられるもので、随時職員と共に現場を見張っていきたいと考えております。

○委員（松林敏委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

粗大ごみの戸別有料収集事業は清掃総務費の中に含まれているんですか

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

戸別有料収集の分もこの中には含まれております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

拠点での粗大ごみを廃止にしてこの形になったんですが、住民から、これをする場合の手続きが煩雑なのでもう少し軽減できないか。ワンストップとまではいかないけども、何段階か踏まないといけないんですよ。もちろん担当課もそれなりにいろいろ検討されて今回の結果になっているんだろうとは思いますが、確かに私もホームページでこういう手続きをすればいいのかなと見ると、住民からすれば煩わしいかなという気もするんですが、簡略化とかはもう検討できないものなのかですね。いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

手続きに関しましては、担当課としても日々検討を進めている状況です。他の自治体を考えると、例えばLINEで行うとかホームページ上で入力をして終わらせるとかいう方法もあります。ただその形に持っていくにはどうしても量とそれに委託する相手先、システムを開発したりとか、そういった形で費用が掛かる部分もあります。長与町の自治体レベルで考えると今の形が良いのかなとは考えておりますが、今後もその辺はやはり研究して行って少しでも良い形でやっていきたいとは考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。よろしいですか。では次、124、125ページ。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

し尿収集委託料の件なんですけど、毎年私は言っとるんじゃないかなと思うんですが、現在の収集戸数は何戸なのか。それと収集戸数の状況、減少傾向にあるのか、横並びにずっといつとるのか、その2点をまずお聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

件数は毎月200件程度になります。これが戸別の個人宅と仮設トイレです。こういったのも含めた形での量になります。今までと今後と考えるの話なんですけど、やっぱり件数的には減ってきております。なぜかと言うと、浄化槽への切り替え、下水道への切り替え、なおかつ新築住宅が今、長与町では停滞している状況であって、仮設トイレも少ないものと考えております。ただし今後、高田南地区が一気にまた出来てきますし、需要としては不確定な部分があるかと考えております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

減少傾向ということなんですけど、何を言いたいかわかりませんが、収集委託料はほとんどここ十数年変わってないだろうと思うんですね。それが傾向とし

て課長言われるように減少傾向だと。これもう20年も30年も前からどんどん下水道が普及して減ってきた。ところが、し尿収集委託料は逆に増えとるんじゃないかなと、20～30年前よりはですね。そういう感じをするんですが、それはどうしてそういう状況にあるのか、見解と理由をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

し尿収集委託料の内訳につきましては、8割が人件費に寄与するような費用となっております。御存じのとおり平成25年度を境に毎年のように人件費単価が上昇しております。今現在だと1.7何倍ぐらい、当時と比べると上がっておる状況でございます。車と人間につきましては、必要最低限の数まで減らしている状況でございます。そのため人件費の上昇分につきましては基本的に上がっていくものですが、委託業者と話しして、人間の日数の考え方とか出面をいろいろ考えまして、極論言うところぐらいで抑えているような状況だと思います。基本的に平成25年度をそのまま同じ日数、同じ台数とかで考えると、費用的にはもっと上がっていたものを、いろんな部分を削らせていただいて、今頑張っている状況です。委託業者も、もうこれ以上削るところが逆に言うと無い今の委託料の算定の仕方になっておりますので、あとは人件費上昇がどこまで続くか、下がるのであれば、全体的な費用も下がるものと考えております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

一遍に言えばいいんですけども、順序立てて聞いておりますが、人件費は、今実際何人なんですか。ここ5か年ぐらいは変わってないんですか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

今現在は、収集台数2台で、4人で活動しております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

もうこれ以上は申し上げませんが、中身の説明が十分理解できるような形で、常に精査をしていただければというふうに思っております。それと最後にありますし尿の下水道への投入ですね。以前から私は知っておりましたが、これ全部今投入をしとるんですかね。あまり投入をし過ぎると量が多くなれば下水処理の方は薄くなって、下水の処理がうまくいかないというのが、その前からの懸案だったわけですが、量的にそうないのかなという感じですが、大体1日何トンぐらいで、それを全部投入して

いるのかですね。長崎市なんかに行ってないのか、どうでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

1日のトン数については、今、資料を手元に持っておりませんので。ただ、このし尿投入施設、まず考え方としては、下水道に直接投入しているわけではなくて、前処理をして、下水道の合格するラインまでし尿処理をして下水道に投入している状況ですので、量的なものについては問題ないと、最初作るときに考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

さっきのし尿処理で委託料が4項目あるんですけども、125ページですね。し尿収集委託料と処理委託料ですね。それから、し尿料金システム保守点検委託料、し尿投入施設運転管理業務委託料とあるわけですね。それで収集は分かるんですけども、収集処理委託料は先ほどの説明では投入作業ということですね。投入作業の委託先はどこかですね。それからし尿料金システム保守点検委託料の委託先はどこか。それからし尿投入施設運転管理業務委託料の委託先、この3つをちょっと教えていただけますかね、委託先を。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

まず、し尿につきましては委託業者が収集を行います。そのあと投入するのは長与浄化センターで、上下水道課が持っている施設になります。その中に、し尿投入処理施設を住民環境課で造らせていただいております。委託料につきましては、まず長与町の上下水道課の方に処理委託料をお支払いしております。そして管理ですね。下水道の浄化センター自体が上下水道課直営ではなくて、現在、協環ですかね、5年契約だったと思いますけど、そちらの方に全てうちの方も管理委託、今度は施設を含めた全体的な管理の委託でお支払いしております。し尿料金システム保守点検委託料につきましては、料金の算定とか何トンして料金が幾らになりますよというシステムにつきましては、オーエシステムラボという佐賀県にあります業者にお支払いをしております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

し尿料金システム保守点検委託料は協環という委託先ですか。下の運転管理業務がオーエシステムラボですか。逆ですか。逆ね。分かりました。以上です。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。主要な施策の成果に関する報告書を含め、歳入歳出全般で質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

役場の仕組みのことにも関連するかもしれないんですが、例えば住民環境課の方に住民の方から、例えば住宅環境の部分で雑草が生えているとかというような話が来たときに、これはもう所管としては住民環境課になるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

基本的な考えといたしましては、建物がある所につきましては空家としての土木管理課の所管になります。建物が無い住宅地等につきましては、基本的にうちの方で、空き地をきれいにしてくださいよという形での文書とかをお渡しをしておりますが、場所、場所で現場をよく見に行って、どこで所管するかというのは決めております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。住民環境課長に言うことじゃないかもしれないんですが、例えば雑草が生えているっていう点でも今言われたような場合、場所によっては住民環境課が見る場合もあるとおっしゃいましたし、恐らく土木管理課といいますか、維持管理経費の中で草の刈り払いが見られておりますし、また、契約管財課の方でものり面とか雑種地についてはしているという話。これ別のときなんですけど、水道局も例えば長与ニュータウンの貯水池の辺りは水道局管理ということで、同じ草刈りでも役場の中でまたがっているなと思っていて。これを縦割りですべてやると非常に逆に不都合な面も出てきやしないかなと思うので、是非部課長会議辺りで、隣接しているものについては一緒にこっちの方で見るといいというふうにした方が早いし、経費的にも安く上がるような気がするので、そういうことも検討すべきじゃないかなと今回決算で思ったんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

御提案ありがとうございます。なかなかここで、ほかの課の話もありますので「はいそうですね」という話にはならないと思いますが、私も以前は土木管理課長をしておりました。そのときでも、やはり多少隣とか民地でない所については、そういった話ができるかと思いますが、多少はですね。ただ、どうしても、これに今度民地も入ってくると

いう形で、できる、できないという部分はありますし、役場同士であれば、こういう公用地で実際多少はやっている部分は、もう見えない部分であろうかと思えます。「もう一緒にやっておこうか」と現場レベルではやっている部分もであろうかと思えますので、その辺については今後も協議を進めていきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

主要な施策の成果に関する報告書の20ページで、コンポスト跡地のところなんですけども、ある程度の基準値を超えたメタンガスが出ているってことだったと思うんですけども、まず健康被害は考えられないのかっていう点と、あと近くに椿林団地ですかね、宅地ができるということで、問題はない数値だとは思いますが、その数値の公表をされているのかどうか、お聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

まずこの数字の考え方につきましては、筒状のもの一番上で出てきた瞬間の濃さになります。その部分では濃いですが、ただし、お聞きするところによると、出て広がった瞬間もう無害になるような状態だということでは聞いております。ですので、健康被害等はないものと考えております。もちろん椿林ですね、新しく出来る部分につきましても、こちらにそういった施設があるという形での販売をしてくださいということでは、組合の方には依頼している状況でございます。あと、数値的なものはどちらにも今のところは公表しておりません。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで住民環境課の審査を終了します。お疲れさまでした。

場内の時計で14時20分まで休憩します。

（休憩 14時11分～14時20分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより福祉課の審査に入りたいと思えます。提案理由の説明を求めます。

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

皆様こんにちは、本日はお疲れさまです。いろいろ時間調整ありがとうございました。それでは議案第49号令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算、福祉課所管分につきま

して御説明をいたします。歳入歳出とも事項別明細書より主なものについて御説明いたしますのでよろしく願いいたします。

歳入からです。22、23ページをお開きください。12款1項1目3節老人福祉費負担金のうち、老人福祉施設入所者費用徴収金、老人福祉施設入所者費用徴収金（過年度分）、高齢者生活福祉センター利用者負担金が福祉課所管で、いずれも入所者から入所費用の収入をこちらの方に受け入れをしております。過年度分につきましては、平成30年度から令和元年度分になりまして、平成30年度に高齢者虐待により特別養護老人ホームへ措置を行った方1名分で、3年度末の収入未済額が98万1,094円となっております。こちらについては、令和2年度に成年後見人が選任されておりました、こちらの成年後見人より確実な納付が行われております。次のページをお開きください。

13款1項2目1節社会福祉使用料は、老人福祉センター「丸田荘」の入浴施設利用料収入でございます。利用者は延べ1万6,610人となっております。28、29ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち3億6,209万4,130円と、その下の障害者自立支援給付費負担金（過年度精算分）が福祉課所管分でございます。いずれも必要経費の2分の1を国が負担するものでございます。過年度精算分につきましては、令和2年度実績に伴う精算分を受け入れております。次のページをお開きください。14款2項2目1節社会福祉費補助金は全て福祉課所管となっており、4行目、5行目は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び事務費に係る国庫補助金でございます。3節老人福祉費補助金の老人保健事業推進費等補助金（原爆分）のうち415万7,000円が福祉課所管でございます、被爆者健康相談事業など被爆者対策事業に充てられております。34、35ページをお開きください。15款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目障害者自立支援給付費負担金のうち1億8,104万7,064円、4行目障害者自立支援給付費負担金（過年度精算分）が福祉課所管となっております。障害者自立支援給付費負担金につきましては、4分の1を県が負担するものでございます。過年度精算分が令和2年度実績における不足分の受け入れとなっております。次に、下の段でございます。2項2目1節社会福祉費補助金では、上の3行が福祉課所管でございます。2行目福祉医療費補助金（障害者）は、障害者の福祉医療費につきまして2分の1を県が負担するものでございます。次のページをお開きください。同じく2目3節老人福祉費補助金、在宅福祉事業費補助金も福祉課所管分でございます、老人クラブへの補助金で、基準額の3分の2の補助となっております。次に38、39ページをお開きください。15款3項2目1節社会福祉費委託費は全て福祉課所管でございます。次のページをお開きください。16款1項2目1節利子及び配当金につきましては、上から4行目の地域福祉ボランティア基金運用収入が福祉課所管分となっております。続きまして、次のページをお開きください。17款寄附金でございます。1項3目1節社会福祉費寄附金3万円分と、7目1節ふるさと長与応援寄附金のうち1,222万1,000円が福祉課所管分でございます。

ます。ふるさと長与応援寄附金のうち、ぬくもりのある福祉の地域づくりとして頂戴いたしました寄付金につきましては、緊急通報システム業務や地域福祉ボランティア助成金、成年後見制度中核機関運営委託などの事業へ充当させていただいております。46、47ページをお開きください。20款3項1目1節貸付金元利収入、上から2行目の災害援護資金貸付金元利回収金（滞納繰越分）が福祉課所管分でございます。平成3年の台風被害に係る貸付金の滞納繰越分で4名分の収入でございます。今回提出資料として収納状況を提出させていただきますので御参照ください。収納状況の資料のうち一番下の行1名の方につきましては、令和4年7月に完済をいたしております。続きまして、5項1目1節雑入でございます。上から8行目の清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち7万2,000円が丸田荘設置の1台分でございます。2つ下の各種施設電話使用料のうち160円が丸田荘での電話使用料、7つ下、高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費返還金は25名分でございます。福祉課所管になります。それから5つ下丸田荘利用料は、1階部分が社会福祉協議会のデイサービスで利用されておりますので、その使用料と光熱水費分に係る社協からの収入が367万9,113円と、丸田荘で販売しております石けん、ドライヤーの使用料などの収入が1万1,560円となっております。それから、次のページをお開きいただきまして、上から5行目の後期高齢者医療制度特別対策補助金のうち42万3,960円が福祉課所管分でございます。後期高齢者医療の健康増進事業の補助として健康づくり助成事業に係るところへ充当をさせていただいております。下から15行目になります地域福祉活動計画策定負担金、こちらにつきましては長与町第3次地域福祉計画と一体的に社会福祉協議会が策定いたしました地域活動計画分でございます。次に、4つ下の緊急通報システム事業利用者負担金は、30年度から実施しております緊急通報システムの利用者負担分でございます。令和3年末が61件使用されております。それから2つ下の高額療養費（外来年間合算）支給に伴う福祉医療費返還金につきましては、医療保険等の外来受診に係る年間合算額について一定額を超えたものに対する返還金、延べで7名分の返還金になっております。次に2節自立支援給付費返還金につきましては不納欠損処分をさせていただいておりますが、不正請求を行った障害福祉サービス事業者へ返還を求めるために事業者の実態調査を行っていましたが、事業者の営業実態がありませんでしたので返還請求ができないと判断したため、不納欠損処理を行っております。以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の主なものについて説明させていただきます。86、87ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費でございますが、1節報酬につきましては上の3つが所管分でございます。それから2節給料のうち4,424万9,114円、3節職員手当等のうち2,701万9,112円、次のページに行きまして4節共済費のうち1,376万6,663円につきましては、住民福祉部長以下職員12名の人件費になっております。それから7節報償費になりますが、原爆受難者の碑の管理に対する謝礼でございます。8節旅費では、普通旅費のうち1万9,800円、費用弁償のうち4万

円、10節需用費の消耗品のうち4万6,542円が所管分でございます。12節委託料につきましては、3番目の福祉医療費システム保守委託料以外が所管分でございます。主なものといたしましては、2行目の地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委託料になります。令和4年度から9年度までの6年間の計画となっております。社会福祉協議会の活動計画につきましても一体的に策定を行っております。下から1行目、2行目は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、地域における権利擁護支援や成年後見制度利用促進を中心として担う中核機関の立ち上げ準備と、令和3年10月1日から長与町社会福祉協議会にて成年後見センターを設置をいただいております。その中で中核機関の役割を担っていただいております。18節負担金、補助及び交付金につきましては、一番下の行、支援対象児童等見守り強化事業補助金以外が福祉課所管分でございます。主なものといたしまして、6行目の長与町社会福祉協議会運営補助金につきましては、法人本部の職員や非常勤17名分の人件費5,866万5,000円と、役場関係が利用しました福祉バスに係る費用分20万7,480円が補助の内訳となっております。下から2行目ほほえみの家元利償還補助金につきましては、平成18年に開所しましたほほえみの家建設に係る元利償還でございます。償還期間が令和7年度まででございます。19節扶助費につきましては一番下の行、小り災見舞金が福祉課所管分でございます。令和4年2月15日の火災で全焼1件分です。次のページにまいりまして、24節積立金でございます。全額が福祉課所管分、ふるさと長与応援寄附金の充当残を基金へ積み立てしたものでございます。続きまして2目障害者福祉費ですが、1節報酬につきましては、療育指導員補助員報酬以外のものが福祉課所管分でございます。3節職員手当等は全額、4節共済費のうち51万6,265円、8節旅費の普通旅費のうち8万5,150円、費用弁償のうち3万7,450円、会計年度任用職員通勤手当のうち4万8,000円、あと10節需用費につきましては消耗品費のうち7万2,754円、印刷製本費は全額が福祉課所管分でございます。需用費等につきましては経常経費となっております。11節役務費につきましては、1行目から4行目まで全てが福祉課所管分でございます。91ページから93ページにかけまして、12節委託料につきましては、93ページ1行目、2行目のひばり学級に関するもの以外が福祉課所管分でございます。主なものでございますが、91ページに戻りまして12節委託料2行目の手話通訳者設置事業委託料。福祉課に1名手話の通訳者として常駐していただいております方の委託料となっております。その下の手話通訳者派遣事業委託料につきましては、通院などで手話が必要な聴覚障害者との同行支援をお願いしているものでございます。延べ63名の派遣を行っております。2行下になります。地域活動支援センター事業委託料につきましては、3障害者の社会参加や自立に向けた支援事業について、社会福祉協議会へ委託しているものでございまして、延べ2,291名が利用されております。次のページにまいりまして、13節使用料及び賃借料につきましては有料道路等使用料が所管分でございます。調査等に行く場合の有料道路の使用料となっております。17節備

品購入費につきましては一般備品購入費が福祉課所管分でございます、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策の1つといたしまして、遠隔手話用のタブレットを一式購入させていただいております。18節負担金、補助及び交付金につきましては全て福祉課所管となっております。19節扶助費につきましては、8行目の小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費と、14行目障害児通所給付費から16行目までを除きまして、福祉課所管分でございます。主なものといたしまして、4行目自立支援給付費につきましては、3障害者が利用する福祉サービスに対する給付費でございますが、前年度と比較しますと5,610万1,067円の増となっております。これにつきましては、グループホーム、あと就労系サービスの利用者が増加したことによるものでございます。続きまして22節償還金、利子及び割引料は、3行目の過年度自立支援給付費国庫返還金、4行目の過年度自立支援給付費県費返還金が福祉課所管分でございます、これは令和2年度の実績による返還金でございます。次のページをお開きください。中ほどになります。4目原爆被爆者対策費につきましては全て福祉課所管分となっております、原爆被爆者対策及び原爆被爆者健康生活相談事業に係るものでございます。窓口における相談員対応件数といたしましては、延べ1,712件となっております。次のページをお開きください。6目臨時特別給付金事業費につきましても全て福祉課所管となっております、令和3年度に実施されました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る事務費、経費及び給付金でございます。18節負担金、補助及び交付金は、令和3年度住民税非課税世帯2,669件と家計急変世帯13件に対する給付金でございます。こちらの目の翌年度繰越額につきましては事業が令和4年度まで継続事業となっておりますので、繰り越しを令和4年度にしているものになっております。106、107ページをお開きください。3項1目老人福祉総務費は全て福祉課所管でございます。7節報償費のうち、長寿者敬老祝金の内訳といたしましては、77歳が427人、88歳が188人、100歳が12人となっております。12節委託料、一番下の段になります、緊急通報システム業務委託料につきましては、令和3年度末で収入で申し上げたとおり61名が御利用になられている緊急通報システムに係るものでございます。それから丸田荘に係るものでございますが、1行目、4行目及び次のページにまいりまして1行目から4行目までとなっております。シルバー人材センター等に管理保守業務、あと浴槽保守業務等をしていただいているところでございます。14節工事請負費につきましては、丸田荘の配管布設替工事でございます、工事の概要といたしましては、丸田荘1階天井裏配管が老朽化によりまして漏水が頻発していたために配管布設替えを行ったことにより、施設の長寿命化を図っているところでございます。18節負担金、補助及び交付金、1行目の老人クラブ活動費補助金は町内における30の老人クラブの活動及び連合会に対する活動の補助金となっております。次に19節扶助費のうち、高齢者交通費・健康づくり助成金の内訳といたしましては、バス券が281万2,700円、タクシー券が430万1,500円、健康づくり助成金が135万200円となっております。

以上で、歳出についての説明を終わります。続きまして、198ページをお開きください。財産に関する調書になります。(4)出資による権利でございます。上から8番目の長崎県地域福祉振興基金と、そこから5つ下になります長崎県すこやか長寿財団までが福祉課所管分でございます、年度中の増減はございません。それから200ページになります。4基金でございますが、(9)地域福祉ボランティア基金が福祉課所管分でございます、歳出でも御説明をしたとおり、令和3年度ふるさと長与応援寄附金より129万9,000円を積み立てまして、合計で1億601万1,000円になっております。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書でございます。福祉課所管分が24、25ページになりまして、3項目の施策について記載をしておりますので、御参照いただければと思っております。以上が、福祉課の令和3年度分でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

これから質疑を行います。歳入から入っていきます。まず22、23ページから入っていきたいと思います。質疑はありませんか。下段の方です。24、25ページ、丸田荘の分です、質疑はありませんか。それでは28、29ページ、中段より下辺りですね、障害者の分です。よろしいですか。では30、31ページ。質疑はありませんか。これは中段の社会福祉費補助金、その他何か所かありますね。戻っても構いませんので、進めていきます。34、35ページ、1節、この辺りにあります。下段の方も少し。よろしいですか。では36、37ページ、これ在宅福祉事業費補助金、老人クラブの分ですね。では、ないようですので、38、39ページ、中段の原爆の分ですね。その下3行が福祉課です。それでは40、41ページ、利子及び配当金、こちらに福祉課の分があります。では42、43ページ、これは寄附金関係です。ないようでしたら、46、47ページ、貸付金の分とあと雑入が4か所。質疑はありませんか。では雑入は48、49ページに続きがありますけど、こちら福祉課関係、質疑はありませんか。では戻っても構いませんので、あとで歳入に関しては再度お聞きしますので、歳出の方に移りたいと思います。歳出、86、87ページ、下の方の民生委員児童委員、この辺りが福祉課分です。よろしいでしょうか。88、89ページ。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

下の段の長崎県更生保護協会補助金と長与町保護司会補助金、別ですね、出した所。ちなみに長与町に保護司って何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

長与町におきましては北3分区長与支部と言いますが、その保護司が19名いらっ

しゃいます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。では次、90、91ページ。戻っても構いません、質疑はありませんか。よろしいですか。では92、93ページ、ここは上段と扶助費関係です。よろしいですか。では次進めます。94、95ページ、中段の原爆被爆者対策費。ここが福祉課の分です。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

原爆の相談員の報酬、窓口における相談員対応件数1,712件という説明があったんですが、内容的にはどういう内容なんですかね。

○委員長（金子恵委員）

森内課長補佐。

○課長補佐（森内秀朋君）

原爆の窓口にていろいろな申請関係があるんですけども、その中の内容相談とか最近では原爆の方で介護手当というのがあるんですけども、そういった内容の相談で、全般的に各手当の更新のときとかに相談を受けております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

非常に分かりにくかったですね、今のは。1,712件あるわけですね。そうすると、主なものはもう少し具体的に説明をしなければ、聞く側は分かりませんでした。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

失礼いたしました。原爆被爆者の相談事業1,712件の内訳を申し上げます。主なものといたしましては、先ほど申し上げました窓口の相談業務が466件と一番多くございます。あと被爆者健康手帳に関する窓口の相談業務が約800件となっております。また第2種健康診断受診者証の相談といたしまして、71件の相談がっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。よろしいですか。では96、97ページで質疑はありませんか。ないようでしたら、次進みます。106、107ページ、老人福祉費、ここが所管ですね。丸田荘の分とかその辺りです。108、109ページの中断近くまで続きます。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金なんですが、住民税の非課税世帯は理解で

きるんですが、家計急変世帯が13世帯ということになっていますが、これは恐らく申請で町が捕捉できない部分も多々あったと思うんですよね。それで申請があった分というのは、もうほぼほぼ認められる状況なのか、それとも一定の規定で受理できないものもかなりあったのか、この辺りの状況があらかた分かればありがたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

後藤係長。

○係長（後藤理子君）

こちらは申請が13件に対して、不支給の決定はございません。ただ相談をする中で、当てはまらないということで取り下げられたという方はいらっしゃいました。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

107ページの丸田荘の関連の質問になるんですけども、温泉浴場ですね。下水道とか上水の使用料はどんな感じなのか、お聞かせ願えますか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

10節需用費の水道使用料23万3,508円と下水道使用料355万9,754円が丸田荘の使用料になっております。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

よく風呂屋とかが1人頭200円程度水道代と下水道代で掛かるって聞くんですけど、その辺やっぱり優遇されているのかですね。普通に考えたらもっと高くなりそうな気がするんですけどいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

丸田荘につきましては地下水が出ておりまして、水道につきましては地下水を使わせていただいております。ですので、金額といたしましても下水道代の方が掛かっている。あと水道使用料につきましては、1階のデイサービスでのキッチンとかの水、あとは手洗い場の水となっております。風呂については全て地下水、ボイラーで沸かして必要な分、使わせていただいておりますので金額が少し減っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありますか。今、108、109ページまで行きましたけど、ここで終わるか。それでは歳入歳出全般、そして主要な施策の成果に関する報告書を含め。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

歳入で聞き忘れていた部分があるんですが、自立支援給付費返還金ですね。よく分からなかったんですが、不正請求分の案件があってそれを求めてきたけども、不納欠損額で上がっているということは、もう諦めたというか、いなくなったというようなこともおっしゃっていたんですが、多分何年か前からそういうのがあって追ってきたんじゃないかなと思うんですよね。もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

こちらの方が平成27年度分の障害者自立支援給付費、障害者がサービスを使われたときに、その施設に支払いするお金なんですが、こちらの給付費について不正請求がっております。この不正請求があったことに伴いまして、28年度に金額の再確定をさせていただいておりますが、再確定をしたことによりまして、2分の1が国、4分の1が県費になりますので、この分につきましては町が先に国と県に返還を行っております。全ての金額が11万2,840円になるんですが、こちらの方が、町が施設に請求するというふうな流れで、ずっと調査をさせていただいてきたところなんですけれども、住所地等調べたところ施設自体はあるんですけれども、その名称の施設の営業実態が、言うとな前貸しみたいな形で施設があったというところで、営業実態自体がもう全然なかったということが判明しまして、請求というのが困難というふうに判断しましたので、今回、不納欠損ということでさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。個人が障害者施設を利用して不正じゃなくて、施設そのものが町に対して実態が無いようなサービスというか、そういう障害者の何か事業をしたというようなことを町に申請して、それがどうも違った。追っていったらどうもそういう実態がない、詐欺みたいなもんですね。これは例えば警察辺りに相談して、きちっと突き止めるというようなことはもう無理なのかですね。かなり悪質かなと思うんですよね。こういう形で落とす。これで終わり。何らもう追及されないものなのか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

この件につきましては、県の方等にもいろいろ相談をさせていただいていると聞いて

おります。警察等の方にも連絡等はしているかとは思いますが、実態の方はつかめないということで、今回不納欠損とさせていただいているところです。

○委員長（金子恵委員）

ほか、全体的に。

安部委員。

○委員（安部都委員）

福祉医療費補助の件ですけれども、現在、償還払いというところで、今後現物給付になる予定の計画などはありますか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

障害をお持ちの方に対する福祉医療につきましては、障害の等級により個人が負担する負担額等が違いますので、現在のところ現物給付の検討は行っておりません。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありますか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

主要な施策の成果に関する報告書24ページですけれども、中核機関立ち上げ・運営業務で、ながよ成年後見センターを立ち上げたということで、下の立ち上げ支援事業委託料60万円と中核機関運営業務委託料300万円、これ両方とも社会福祉協議会に委託されたんですかね、360万円。まずそれが1つと、あと利用が何件あったのか、半年ですけれども、それだけ教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

まず委託料につきましては、両方とも社会福祉協議会になっております。それから成年後見センター、中核機関の実績につきましてでございますが、令和3年度末で相談件数が56件、周知啓発などを行ったのが14件でございます。そのうち新規の相談、令和3年度からなので全て新しいんですが、16名になっております。令和4年5月末の方になりまして新規の方が5名増えられているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありますか。よろしいですね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで福祉課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。その後、結審を行いたいと思います。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本会議で分割付託されました議案第49号令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

一応結審は終わりましたが、先ほど御協議いただきました視察研修の件で、マイクを通して決定をしたいというふうに思いますので、ちょっとお時間をいただきます。まず先ほど、日程の方が11月9日から11日の3日間のうちで調整を行うということ。そして場所が、前回検討しておりました荒川区、八王子市、武蔵野市そして品川区、ここをお願いをして、調整がつかなければ日程の変更、短縮もあり得るということは、先ほど皆さんで話し合っていたいただいたことですので、それでよろしいでしょうか。それで決定をさせていただいてよろしいでしょうか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

9日から11日に決めるわけですけども、それで相手方が全部駄目っていうケースもあり得るわけね。そうした場合また延ばすんですかね。そのところはよく分かりませんね、どうするのか。

○委員長（金子恵委員）

前回決定をした視察先、それ以外には調べないとなったので、この4か所が駄目であれば日程的にも厳しいですし、また改めて調べて所管事務調査をし直すということも考えられないので、そのときは中止になるのかなというふうに考えておりますけど、どうでしょうかね。正副委員長、事務局一任で改めて複合施設を調べてくださいということでご様から言われたら、内容的には一緒なので調べることはできますけれども。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

こういう会議は、11月でしょ。だから中間で報告して、またどうするかっていう方法はありますけども、それをとられるかどうかね。

○委員長（金子恵委員）

今決まっているこの4か所できちんと決定をしたら、私としては視察資料ですとかそういう物の用意もしますし、皆様にその資料のお示しをしなければいけませんので、その御連絡はきちんと差し上げます。ただこの4か所で、もしかしたら2か所しか行けないかもしれない、1か所になるかもといった場合は日程の変更もあり得ますし、1か所で行くわけにはいかないのです、そのときは中止になる場合もあるかもしれません。それはこちらの方で、先ほども言っていたように日程の変更だけになるのか、視察先が1か所であれば行かないという選択になるのかというのは、この時点で何か御意見があればお聞きしておきますけど。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の話聞いて私もちよっと思ったのが、例えば、ある所に打診をしている話の中で、この施設は無理だけど近くにこういったのもいいのがありますよというような情報が何らかの形で出た場合は、もっと柔軟にそこも検討していいと思うんですよ。だから、余りにも杓子定規に決めずに、少し緩やかに、柔軟に対応できるような形でしておいたらいかかなという思いもあります。視察に行ってそこで見識を深めて、一般質問なり、審議で活用すればいいわけですので、一定こう柔軟に正副と事務局等で、さらに良い研修ができればいいかなと。以上です。

○委員長（金子恵委員）

ありがとうございます。大体この4か所、決定する前に事前に申し出ていた場所というのは違う場所で、そこが駄目だったので、ここを改めてまた事務局の方をお願いをして調べてもらったという経緯もありますので、最初に提案した場所も数か所あります。この辺も含めて、ある程度11月9日から11日までの間の日程で収まるところで決めて、皆様にお示しをするということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

特別集まることはなかなかできないかもしれないんですけども、どこかの委員会の集まったときの都合で、総務の方もお願いをして集まる場合もあるかもしれないので、そのときはよろしくお願いします。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

さっき言ったようにコロナ対策ですね。向こうで感染した場合にはどうするかっていうのはしっかり決めておかないといけないんですね。それとマスク対策とか誰がするのか。1か所に窓口を絞ってやらないと、例えばそれぞれの委員がマスクでいろいろ流しても仕方ないから、やっぱり委員長が窓口にならんとしょうがないからですね。それから、先ほど岩永委員とも話していたんですけども、もしかかった場合の対策ですけども、入院する、それからホテルに滞在する、そういうケースもあり得るかもしれ

ませんので、その費用の負担は誰がどうするのか。そういうところは固めておかないといけないと思うんですよ、行く前にね。それから健康保険証も必ず携帯していくと。何が起こるか分らないのでですね。やっぱりそういったところは詰めておかないといけないと思います。以上です。

○委員長（金子恵委員）

その分も今からお話をしようと思っておりましたが、まず議会運営委員会の方が先に視察に行かれるというところで、事前にマスコミ対応ですとか、入院、滞在、それらも含めて、規則とは言わなくてもマニュアル的なものを多分事前に委員に配ることになるかと思います。それを議長と副議長、委員長である程度最初に固めていただくと、それを総務の方も準用させていただいて、視察に臨みたいというふうに思います。

安部委員。

○委員（安部都委員）

今のマスコミ対応というところなんですけど、以前全協で話し合ったときに、本町は小さい町だからマスコミにはもう公表しませんよ、というような申し合わせをしたと思うんですよね。それで、それがどういうときの対策を考えているんですか。いや、要するに、するつもりで予定をしているの。

○委員長（金子恵委員）

それは総務委員会のたかが委員長で、私がお話をできることではないと思います。それはもちろん正副議長、そして事務局でまずは考えていただくことであって、それを私たちは肅々と遵守するっていうところになるかと思いますが、視察に行くに当たっては、とにかく事前にそういう決まり事は事務局も含めてやっていただいて、それを皆様にお願するということになるかと思いますが。そこは私の立場でお答えできません。

先ほど皆様に話し合っていた内容は以上なんですけれども、ほか視察先等の変更とかそういうもの、それと日程の短縮がありましたらまた事前にお話をして、それが決まりましたら視察先の資料とかもお渡しをして、そんな長い時間にはならないと思いますけれども、所管事務調査までとは行かなくても議会広報広聴常任委員会がずっとございますので、そのときにでも終わったあとに集まれるようにして、話し合いを持たらなというふうに思います。今の流れでよろしいですかね。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

所管事務調査に関しては、事前に行っておりますのでやらないということよろしいですか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

まず11月9日から11日の間に総務厚生常任委員会で視察研修に行くということで、そして場所は今決まっているのは荒川区、八王子市、武蔵野市、品川区の4か所ですが、日程の変更もあり得るかもしれません。その中間の報告は、きちんとした総務厚生常任委員会を開催することで皆さんにお知らせをします。こちらの方で当たってみて、この日程の中に収まるようにして、その後日程表ですとか資料に関しては途中、委員会を開催させていただきますので、そこでの報告にさせていただきます。以上よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ではそのように決定をさせていただきます。

それでは本日の総務厚生常任委員会の予定は以上です。これで閉会いたします。皆様お疲れさまでした。

(閉会 15時24分)